

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成30年9月1日

9

No. 150

今月の Q&A

相続人の中に障害者がいます。相続税の優遇はありますか？

相続した財産を売った場合の譲渡所得の特例について教えてください。



今月のお知らせ

お客様各位

平成30年9月吉日
京都税理士法人 代表社員・江後良平

第16回 京都税理士法人 チャリティーゴルフコンペのご案内

拝啓 残暑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、恒例になりました、第16回目のチャリティーゴルフコンペを、11月に開催させていただきます。この機会に、皆様とより一層の親睦を深めたいと願っております。

どうぞ皆様お誘い合わせの上、ふるってご参加くださいます様お願い申し上げます。 敬具

日時 平成30年11月13日(火)
スタート AM 8:21~ (受付 各スタート30分前まで)

会場 瑞穂ゴルフ倶楽部
京都府船井郡京丹波町大朴引1 TEL: 0771-86-1515

競技方法 ダブルペリア方式

賞品 優勝・準優勝・3位・5位・7位
以下 飛賞・BB賞・ベスグロ賞・ドラゴン賞・ニアピン賞等

参加費用 7,000円 (チャリティー2,000円を含め参加費とさせていただきます。)

定員 先着12組(48名) <1社2名様まで>

・プレー終了後は、クラブハウスにて表彰式と、ささやかながら懇親会を用意しております。

※表彰式を欠席された場合、該当した賞品は、抽選にて他の出席者の方にお渡しします。

・プレー費は各自負担をお願い致します。(昼食付) ※ドリンクは別途
(当日欠席の場合は、キャンセル料をご負担頂くこともあります。)



<申し込み・お問い合わせ先>

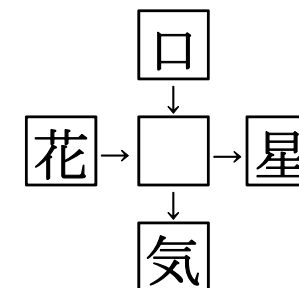
京都税理士法人 (担当: 北川、岡本) Email okamoto-y@ego.co.jp
TEL (075) 693-6363 FAX (075) 693-6565

今月の クイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

①花→□ ②□→□
③□→気 ④□→星 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.149 平成30年8月号) の解答は【年】でした。



お問い合わせ

Q 相続人の中に障害者がいます。相続税の優遇はありますか？

A 相続税から一定の控除が受けられる特例があります。



障害のある相続人が、遺産を相続した場合に相続税が軽減される特例措置があります。これを相続税の障害者控除と言います。障害者が遺産を相続した場合に相続税による日常生活等への負担を軽減する目的で設けられている制度です。

障害者控除が受けられるのは次の要件全てに当てはまる人です。

- ①相続や遺贈で財産を取得した時に日本国内に住所がある人
又は日本国籍を有していて、被相続人もしくは相続人のいずれかが、相続開始前5年以内に日本国内に住所を有していたことがある人
- ②相続や遺贈で財産を取得した時に障害者である人
- ③相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人であること
- ④障害者である相続人が相続財産を取得すること

障害者控除の額は、その障害者が満85歳になるまでの年数1年（年数の計算に当たり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。）につき10万円で計算した額です。特別障害者の場合は1年につき20万円となります。

障害者控除の額が、その障害者本人の相続税額より大きい場合控除額の全額が引ききれないことがあります。

この場合は、その引ききれない部分の金額をその障害者の扶養義務者の相続税額から差し引きます。

扶養義務者とは、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹のほか、3親等内の親族をいいます。

なお、特別障害者とは、身体障害者手帳に記載された障害の程度が1～2級の人など障害が重い人になります。



税理士 江後慎太郎

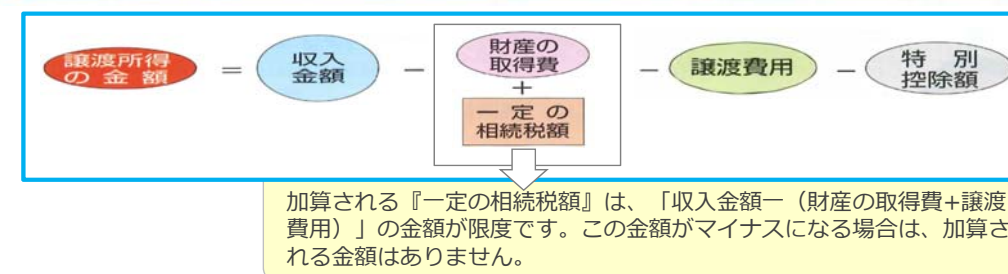
Q 相続した財産を売った場合の譲渡所得の特例について教えてください。

A 3年10か月以内の譲渡に限ります。



相続税の申告期限の翌日から3年以内（つまり死亡の日から3年10か月以内）に相続財産を売った場合には、一定の相続税相当額が、その財産の譲渡所得の金額の計算上、その売った財産の取得費に加算され、控除されます。
平成27年(2015年)1月1日以後の相続又は遺贈からは、土地等を譲渡した場合の計算が改正されていますので、ご注意ください。

相続財産を一定期間内に売った場合の譲渡所得の計算は？



『取得費』に加算される相続税額の計算は？

- (1) 平成27年(2015年)1月1日以後に開始した相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合

$$\text{その人の相続税額} \times \frac{\text{その人が譲渡した財産の課税価格}}{\text{その人が相続したすべての財産の課税価格} + \text{その人の債務控除額}} = \text{取得費に加算される相続税額}$$

- (2) 平成26年(2014年)12月31日までに開始した相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合

- ① 譲渡した資産が土地等である場合

$$\text{その人の相続税額} \times \frac{\text{その人が相続により取得した土地等の課税価格}^{\ast}}{\text{その人が相続したすべての財産の課税価格} + \text{その人の債務控除額}} = \text{取得費に加算される相続税額}$$

※ 譲渡した土地等のほか、譲渡しなかった土地等も含めます。また、物納した土地等や物納申請中の土地等は除きます

- ② 譲渡した資産が土地等以外のものである場合

上記の(1)の計算による

(注) 上記の特例を受けた後、遺留分の減殺請求などの理由で相続財産が減少して相続税額が減少した場合、所得税の修正申告書を提出しなければなりません。このような場合には、所得税の法定納期限の翌日から修正申告書の提出日までの期間にかかる延滞税はかかりません。



課長 牧本